

会員規約

(定義)

第 1 条 本規約によって定める条項は株式会社ルネサンス(以下「会社」という)と業務受託先が運営するすべての施設(以下総称して「本クラブ」という)に適用されるものとします。

(目的)

第 2 条 本クラブは、会員が本クラブの施設を利用し、会員の健康の維持・増進を図り、会員相互の交流および親睦を深めることを目的とします。

(会員制度)

第 3 条 本クラブは会員制とします。
2. 本クラブに入会される方(法人含む)は、各種手続きにあたり、正確な情報を記載(入力)しなければなりません。
3. 本クラブは、会員の種類を設定または廃止することがあります。

(入会資格)

第 4 条 本クラブの入会資格は、以下のとおりとします。
①本規約および本クラブの諸規則を遵守する方(なお未成年の場合は、親権者の同意を必要とします)
②刺青(タトゥー含む)などをしていない方
③暴力団関係者でない方
④医師等により運動を禁じられておらず、本クラブの利用に支障が無いと自己責任において申告された方
⑤妊娠中でない方
⑥伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有しない方
⑦公的・私的を問わずスポーツクラブ等、会員制の団体より会員資格の停止または除名等の処分を受けたことのない方
⑧会社が適当と認めた方

(会員証)

第 5 条 本クラブは、会員に対し会員証を交付します。
2. 会員証には、必ず氏名を記載していただくこととします。(法人会員を除く)
3. 会員は本クラブの利用に際し、会員証を提示しなければなりません。
4. 会員証は、本人のみが使用することができ、本人以外の者は使用できません。
5. 法人会員は、本クラブ利用に際し、当該法人に属することを証する証明書を提示しなければなりません。
6. 会員は、会員証を紛失した場合は速やかに本クラブで再発行の手続きをとらなければなりません。

(諸規則の遵守)

第 6 条 会員は、本規約、確認書および本クラブが定める諸規則を遵守しなければなりません。
2. 施設の利用にあたっては、本クラブの指示に従わなければなりません。

(入場の禁止および退場)

第 7 条 本クラブは、以下の各号に該当する方の入場を禁止または退場を命じることができます。
①刺青(タトゥー含む)などのある方
②暴力団関係者
③本規約および本クラブの諸規則を遵守しない方
④医師等により運動を禁じられている方
⑤妊娠中の方
⑥伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有する方
⑦酒気を帯びている方
⑧会社が不適当と認めた方
⑨その他本クラブの施設を利用することが困難であると会社が認めた方

(退会)

第 8 条 会員が自己都合により本クラブを退会する場合は、利用終了月の 10 日までに、会社所定の書面により本クラブのフロントにて手続きを完了しなければなりません。(電話では退会手続きは完了いたしません。)なお、会員が死亡した場合でも親族またはこれに準ずる者からの退会届が必要です。ただし、会員は、転勤・転居・怪我・病気等の場合に限り、利用終了月の 11 日から末日までの期間であっても 1,000 円+消費税の手数料を支払うことで、退会手続きをすることができます。
2. 前項の手続き後、退会届に記載の退会日をもって退会とします。
3. 会費、利用料等が未納の場合は、第 1 項の退会届の提出までに完納しなければなりません。
4. 退会月の会費は、退会が月の途中でであっても、これを全額支払わなければなりません。
5. 会員が自己都合により会費を 3 ヶ月間以上滞納した場合は、退会扱いとします。ただし、滞納分については全額支払わなくてはなりません。
6. 会社は、会員がルネサンスカード(会社と株式会社イオン銀行または株式会社ジャックスとが提携して発行するクレジット機能付カード)で会費を支払う場合で、クレジット会社よりルネサンスカードが無効とされたとき(会社がクレジット会社より無効の通知を受領したとき)は、退会扱いすることができるものとします。

(諸手続き)

第 9 条 会員が入会手続き時に申請した内容に変更があった場合は、速やかに変更手続きをしなければなりません。
2. 会社より会員の住所あてに通知する場合は、会員から届け出のあった最新の住所宛に行ない、会社は通知の未達等以後の責を負いません。

(会員資格の停止および除名)

第 10 条 会社は、会員が以下の各号の一に該当するときは、当該会員の会員資格を一定期間停止または除名し、本クラブ利用契約を解除することができます。
①会社、グループ会社または本クラブの名誉、信用を傷つけたとき
②本規約その他会社の定めた諸規則に違反したとき
③会費その他の債務を滞納し、会社からの催告に応じないとき
④会社に対し虚偽の申告をし、または重大な事実を隠匿したことが判明したとき
⑤本クラブの運営秩序を乱し、または乱すおそれがあると会社が認めるとき
⑥他の会員に迷惑となる行為をしたと会社が認めるとき
⑦その他、会員としてふさわしくない言動があったと、会社が認めるとき
⑧本クラブ入会后、暴力団等の反社会的勢力に関与したと会社が認めるとき
2. 前項による会員資格の停止または除名を受けた会員は、その後会社の運営するすべての施設に入会および立ち入ることができないものとします。

(資格喪失)

第 11 条 会員は、以下の場合にその資格を喪失します。
①退会
②死亡または法人の解散
③除名
④運営上重大な理由により本クラブを閉鎖したとき

(会員資格の譲渡)

第 12 条 本クラブの会員資格は、本人限りとし、譲渡または相続その他の包括的な承継をすることができません。

(入会金、会員証発行等事務手数料、会費および利用料)

第 13 条 入会金および会員証発行等事務手数料は、会社が別に定める金額とし、会員は入会時にこれを支払わなければなりません。入会金の有効期間は退会時までとし、入会金および会員証発行等事務手数料は、理由の如何を問わずこれを返還しません。
2. 会員は、会社が別に定める金額の月会費を、会社所定の方法で支払うものとし、会員が申告した利用開始日後、既納の会費は利用の有無を問わずこれを返還しません。
3. 会員は、利用の有無にかかわらず、退会月までの会費を支払わなければなりません。
4. 会社は、会員が本クラブを利用するにあたり、利用の都度別に定める金額の支払いを求めることができます。

(入会金、会員証発行等事務手数料、会費および利用料等の改定)

第 14 条 会社は、別に定める入会金、会員証発行等事務手数料、会費および利用料等を改定することができます。この場合、入会金については、新たに入会する会員から適用します。
2. 前項の改定を行なう場合、会社は 1 ヶ月前までに本クラブの館内掲示などによって会員に告知するものとします。
3. 会社は、キャンペーンまたはセール等の日程、期間および内容につき事前に会員に告知する義務を負わないものとします。

(営業日および営業時間)

第 15 条 本クラブの営業日および営業時間については、別に定めます。

(施設の利用制限)

第 16 条 会社は、競技会、スクール等の諸行事または本クラブの管理もしくはその他会社が必要と認めた場合に、施設の全部または一部の利用を制限することができます。
2. 会社が定めた場合には、会員の施設利用について予約制とすることができます。

(ビジター)

第 17 条 会員は、所定の人数に限り、ビジターを同伴することができます。ただし、ビジターが本規約第 7 条の各項に該当する場合、ビジターの入場を禁止することができます。
2. ビジターの施設利用の範囲は、同伴した会員に準ずるものとします。ただし、会社が必要と認めた場合には、利用を制限することがあります。
3. ビジターは、本クラブ利用に際し、会社が別に定める利用料を支払わなければなりません。
4. 会員は同伴したビジターに関する一切の責任を負うものとします。

(会員以外の施設の利用)

第 18 条 会社は、特に必要と認めた場合、会員以外の方に本クラブの施設を利用させることができます。

(休業)

第 19 条 会社は、以下の理由により施設の全部または一部を休業することがあります。
①気象、災害、その他やむをえない理由等により会社が営業を行うことが妥当でないと認めるとき
②警報・注意報などにより会社が営業を行うことが妥当でないと認めるとき
③施設の点検、補修または改修をするとき
④法令の制定、廃止、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他やむをえない理由が発生したとき
⑤年末年始、春季、夏季の一定期間の休業、その他会社の都合により会社が休業を必要と認めるとき
2. 本条第 1 項第 3 号から第 5 号に定める事由による休業を行う場合、会社は 1 ヶ月前までに会員に告知するものとします。
3. 本条第 1 項第 1 号および第 2 号の事由による休業を行う場合、会社は会員に事前告知することを要しないものとします。

(事故発生)

第 20 条 本クラブで会員本人または第三者に生じた人的物的事故については、会社に故意または過失がある場合を除き、会社は一切の損害賠償の責を負いません。会員が同伴したビジターについても同様とします。

(盗難および紛失)

第 21 条 会員およびビジターが本クラブの利用に際して生じた盗難および紛失については、会社に故意または過失がある場合を除き、会社は一切の損害賠償の責を負いません。

(忘れ物、拾得物の取り扱いおよび拾得物の拾得者の権利放棄)

第 22 条 本クラブにおける忘れ物について、会員は、会社で定める一定期間経過後に一切の権利を放棄したものとし、本クラブにて処分することに異議を述べないものとします。ただし、腐敗等安全衛生上の問題を生じるおそれがある場合、本クラブは、期間の経過前であっても処分を行うことができるものとします。

(会員の損害賠償責任)

第 23 条 会員が本クラブ内において自己の責に帰すべき事由により、会社または第三者に損害を与えた場合は、会員はその賠償の責に任ずるものとします。会員が同伴したビジターについては、同伴した会員が該当ビジターと連帯して損害賠償の責に任ずるものとします。

(入会申込書等の処分)

第 24 条 会員の入会申込書等は、本クラブでのシステム入力後、所定の方法により処分します。

(解散)

第 25 条 会社は、やむをえない理由による場合には、3 ヶ月前の予告をすることにより本クラブを解散することができます。
2. 解散の理由が天災地変、公権力の命令、強制その他の不可抗力である場合には、前項の予告期間を短縮することができます。
3. 本クラブ解散の場合、会社は会員に対し、特別の補償は行いません。

(通知方法)

第 26 条 本規約および会社の諸規則に関する通知または予告は、1 ヶ月前までに、本クラブ所定の場所に掲示またはホームページに掲載する方法により行い、これにより、すべての会員はその予告を受けたものとみなします。ただし、重要な事項に関する通知または予告は個別通知を行います。

(本規約その他の諸規則の改正)

第 27 条 会社は、本規約、細則、利用規定、その他本クラブの運営・管理に関する事項を改定することができます。また、その効力はすべての会員に適用されます。

(発効)

第 28 条 本規約は、2016 年 4 月 1 日より発効します。

会員規約

株式会社ルネサンス(以下「当社」といいます)は、本規約を定めます。

第1条(定義)

本規約において使用する主な用語を以下のとおり定義します。

| | |
|----------|---|
| 「本施設」 | 当社が、自らまたは第三者からの営業受託により管理・運営するスポーツクラブに使用される施設・店舗等のうち当社が定めるもの。また、当社が主催するイベントその他の活動に於いては当該活動に使用される施設その他の活動場所としてその都度当社が定めるもの |
| 「本クラブ」 | ルネサンスその他の名称を問わず、当社が別途定める本施設を利用して管理・運営する個々の事業活動の主体 |
| 「利用者」 | 会員ならびに本施設を利用チケット、招待券、優待券等により利用する個人および体験者、第20条(ビジター)に定めるビジターその他の会員以外で当社が本施設の利用を認めた個人 |
| 「会員」 | 一般の会員および法人個人会員 |
| 「一般の会員」 | 当社との間で入会手続を経て会員契約(以下「個人会員契約」といいます)を結んだ個人 |
| 「法人会員」 | 別途当社との間で本施設の利用に関する契約(以下「法人会員契約」といい、法人会員契約と個人会員契約を合わせて「会員契約」といいます)を結んだ法人、組合その他の団体・組織であり、法人会員契約により、当社が当該団体・組織の従業者その他の帰属者にして、一般の会員とは異なる条件で本施設の利用を認める場合の当該団体・組織 |
| 「法人個人会員」 | 法人会員契約に基づき、本施設を利用する個人 |
| 「来館者」 | 利用者の保護者、介助者、補助者、付添人、養護者、見学者その他の本施設を利用することを目的としてしない来館者として当社が本施設への入館を認めた個人 |
| 「入会金」 | 当社が別途定める入会金 |
| 「会費」 | 当社が別途定める会費 |
| 「事務手数料」 | 入会時、復会時、転籍時、退会時その他の手続において当社が徴収する各種の事務手数料 |
| 「利用料等」 | パーソナルトレーニング、スクールレッスンその他の当社が定める特定のサービスの利用料、本施設の施設利用料、テニスコートその他の本施設の特定エリアの利用料、レンタル用品の利用料その他その都度当社が定める料金の総称 |

第2条(本規約および諸規則)

1. 本規約は、本クラブへの入会および本施設の利用について、お客様と当社が遵守しなければならない諸条件のうち基本となる内容を定めるものです。
2. 当社は、本クラブを運営し本施設を提供する上でまたは各種スクールの開催や特定の施設を提供する上で、その都度必要と判断する諸条件および諸規則(以下「諸規則」といいます)を定めることができるものとします。
3. 本規約および諸規則は、会員契約の内容を構成します。ただし法人会員契約および個人会員契約において、別途の定めがあるときは、その定めが優先されます。

第3条(会員制度)

1. 本クラブは、会員制とします。本クラブは、会員が本施設を利用し、会員の健康の維持・増進を図り、会員相互の交流および親睦を深めることを目的として運営されます。
2. 会員および当社は、本クラブが、個々人の生きがい創造に寄与するための場として当社が運営するものであることを認識し、本施設を利用する者が快適に過ごすことができるよう相互に尊重しあうものとします。
3. 当社は、会員が快適に本クラブおよび本施設を利用することができるよう、会員の要望および安全衛生に配慮しながら本施設の維持、サービスの提供に努めます。また、当社は、本施設においてお客様に提供するサービスを当社の判断に従い業務委託先に委託することができるものとします。
4. 会員は、運動およびスポーツが、その性質上、少なからずの危険を伴うものであることを認識し、本施設を利用する際には、各自の責任において体調、安全に配慮するとともに、自己または他のお客様が怪我や事故に合わないよう相互に配慮するものとします。
5. 会員は、本クラブの秩序の維持および個別事情に応じた配慮から会員個人個人の要望にお応えできない場合があることを理解するものとします。
6. 会員ではないお客様も本条の主旨を理解し、本規約および諸規則を遵守するものとします。

第4条(入会資格)

1. 本クラブへの入会資格は、以下の各号に定めるとおりとします。
 - ①本規約および諸規則を遵守できる方
 - ②刺青(タトゥー含む)などをしていない方。ただし別途当社が定める基準に従い、当社が認める場合を除きます。
 - ③暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員その他の反社会的勢力ではない方
 - ④医師等により運動を禁じられておらず、本施設の利用に支障がないと申告された方
 - ⑤他のお客様に伝染または感染する恐れのある疾病を有しない方
 - ⑥過去の会費、事務手数料、利用料等について未払いの債務のない方
 - ⑦過去に当社または他社が運営するスポーツクラブその他同様のサービスにおいて、除名またはこれに類する処分を受けたことがない方
 - ⑧前各号に定めるほか、当社が適当と認めた方
2. 妊娠中の方については、原則として本施設を利用することは認められません。ただし当社が妊娠中の方を対象にしたプログラムを提供するなど、別途当社が認めた場合は、この限りではありません。
3. 性同一性障害その他のセクシャルマイノリティの方については、当社が定める基準に従い個別に検討した上で、本施設の利用を認めることがあります。

第5条(会員契約の成立)

1. お客様と当社との会員契約は、お客様が、当社ウェブサイトに掲示される本規約に同意した上で、本施設窓口に来館し、第7条(会員種類)に定める会員種類の確定および会費の支払手続を完了した後に、電子端末上で電子署名をすること(この一連の手続を以下「入会手続」といいます)により成立するものとします。ただし当社が別途異なる手続を定めた場合、当該手続によることができるものとします。
2. 本規約第15条(禁止行為)、第16条(除名処分)その他の本施設利用に関する各規定ならびに諸規則の内容は、会員以外の利用者が本施設を利用した時点で、当該利用者との間でも適用されるものとします。
3. 未成年のお客様が当社と会員契約を締結するには、親権者の同意を得なければならないものとします。
4. お客様が本クラブへの入会手続を中止された場合であっても、お客様がクレジットカード会社との間でクレジットカード発行に関する契約手続を行っているときには、当該クレジットカードの発行に関する契約手続は、会員契約とは別に進みます。お客様は、当該クレジットカード発行も取りやめる場合は、お客様の責任で当該クレジットカード会社との手続に対応するものとします。

第6条(会員資格)

1. 会員には、会員資格が付与されます。
2. 会員は、会員資格を他に譲渡、共有または貸与することができないものとします。

第7条(会員種類)

1. 当社は、フィットネス会員、スクール会員その他の会員による本施設の利用形態に応じた会員種類をその都度定めます。
2. 当社は、会員種類を追加、変更、廃止、再開等を行うことがあります。

第8条(会費等の支払い)

1. 当社は、入会金、会費、事務手数料、利用料等の金額および内容を当社の判断で決定または変更することができるものとし、変更後の料金および内容については、該当する全ての利用者に適用されるものとします。ただし当社が別途定める場合はこの限りではありません。
2. 会費は、本施設の利用の有無にかかわらず、支払わなければなりません。
3. 会費の支払は、当社が定める手段によるものとします。
4. 会員が申告した利用開始日以降、会員が支払った入会金、会費および事務手数料は、理由の如何を問わず返金されないものとします。また、会員が本クラブを退会し、本クラブに再度入会する場合、会員は、改めて入会金および事務手数料を当社の定めに従い支払うものとします。

第9条(会員証)

1. 当社は、会員に対し会員証を発行します。
2. 会員は、本施設の利用に際し、会員証を提示するものとします。
3. 会員は、会員証を適切に管理し、他に譲渡、共有または貸与しないものとします。
4. 会員は、会員証を紛失した場合または破損等により使用できなくなった場合は速やかに本施設窓口で再発行の手続をとるものとします。
5. 会員証の再発行については、別途当社が定める発行事務手数料を申し受けます。
6. 当社から会員証が発行されない利用者および法人個人会員は、本施設の利用に際し、別途当社が定める会員証に準ずる証明書を提示しなければなりません。
7. 会員の利用する本クラブが会員証に代わる会員の認証方法を定めているときは、前各項の一部または全部の規定を適用せず、当該クラブが定めた方法によるものとします。

第10条(お客様情報)

1. お客様は、入会手続およびお客様が本施設を利用されるに際して、当社が定める住所、氏名、年齢、性別、連絡先、緊急連絡先、病歴その他のお客様の情報(以下「お客様情報」といいます)を正しく当社に申告するものとし、また、当該お客様情報に変更が生じた場合には、速やかに当社に当該変更内容を申告するものとします。
2. 当社は、本規約に別途定める場合を除き、お客様情報を、当社の個人情報保護方針に従い利用・管理するほか、お客様が本施設内で事故、怪我等をされた場合、必要な範囲でご家族、会社および病院その他の医療関係者に開示することができるものとします。
3. 本条第1項に定めるほか、当社は、必要に応じて、お客様情報を個別にお客様から収集することができるものとします。その場合、当社は、当該収集の目的および用途について、お客様から同意を得るものとします。また、当該同意の取得方法については、個人情報保護法その他の法令に従うものとします。
4. 当社は、お客様から申告されたお客様情報に基づいて対応するものとし、お客様がお客様情報を、当社に正しく申告しなかったことに起因して、お客様に生じた不利益について、当社は、何らの責任も負わないものとします。
5. 当社は、法人個人会員のお客様情報および本施設の利用状況を当該会員が所属する法人会員と当社との法人会員契約に従い提供することができるものとします。
6. 当社は、お客様情報を社内規程に従い適切に管理するものとします。

第11条(会員契約の取消)

1. 当社は、会員が以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合、会員契約を取り消すことができるものとします。
 - ①第4条(入会資格)に定める条件に反していることが判明した場合
 - ②入会手続において虚偽の申告をし、または重大な事実を隠匿したことが判明した場合
 - ③入会手続において当社に申告した情報に不備や偽りがあり、それについて当社が会員による本施設の利用を不適当であると判断した場合
2. 前項の取消しの効力は、将来に向かって効力を生じるものとします。

第12条(休会)

1. 会員は、別途当社が定める事由に該当する場合、休会の手続を取ることができます。
2. 休会期間中は、当社の定めに従い、会費の全部または一部の支払いが免除されるものとします。また、会費の支払いに替えて休会費が発生することがあります。

第13条(退会手続)

1. 会員は、退会を希望する場合、当社所定の退会手続(以下「退会手続」といいます)を取るものとします。
2. 退会手続の完了日と退会日との関係は以下に定めるとおりとし、退会日をもって会員契約が終了するものとします。
 - ①利用終了月の10日(本施設が休館日の場合は、翌営業日)までに退会手続が完了した場合、退会日は、退会手続完了月の末日またはそれ以降の月の末日のうち、会員が退会手続時に指定する日とします。
 - ②退会手続の完了が11日(本施設が休館日の場合は、翌営業日)以降になった場合、退会日は、退会手続完了月の翌月末日またはそれ以降の月の末日のうち、会員が退会手続時に指定する日とします。
3. 前項にもかかわらず、テニススクール等本施設の利用が月単位ではなく、期を単位とする場合は、別途定めるものとします。
4. 会員は、本施設の利用の有無にかかわらず退会日までの会費を支払う必要があるものとします。また、退会に際しては、退会日までに未払いの事務手数料、利用料等その他一切の支払いを完了させるものとします。
5. 会員が、当社に対して口頭、電話、電子メールその他の手段で退会の意思を伝えた場合といえども、当社所定の退会手続を終えない限り、退会とはみなされません。会員は、退会手続を適切に完了しない限り、会員契約が有効に継続し、会員が有する本施設の利用権や会費その他の支払義務が存続することを十分に認識するものとします。
6. 会員本人が死去された場合、当該会員の親族またはこれに準ずる方で当社が認める方が、退会手続を完了させる必要があるものとし、当該退会手続については、本条の上記各規定が適用されるものとします。ただし会員本人が死去された月の末日をもって退会日とします。

第14条(自動退会)

会員が連続して3カ月分の会費の支払いを滞納した場合または当社が提携するクレジットカード会社が発行するルネサンスカードが無効となった場合、当社は、当該会員を退会扱いとすることができます。なお、これにより会費、事務手数料、利用料等その他の債務の支払義務が免除されるものではありません。

第15条(禁止事項)

- お客様は、本クラブの運営について、以下の各号に該当する行為をしてはならないものとします。お客様に当該行為があるときは、当社はおお客様に対し、当該行為の中止、本施設の設備の一部または全部の利用の中止、本施設からの退去等を求めることができます。
 - ①他のお客様または当社スタッフに対して叩く、殴る、蹴る、強く押す、強く掴むその他の暴力を振るうこと
 - ②盗難、盗撮、のぞき、痴漢、露出、唾を吐く、その他法令または公序良俗に反する行為をすること
 - ③本施設の設備等を持ち出すこと、本施設の設備等を叩く、殴る、蹴る、落書きするなどにより損壊すること、指定場所以外での排泄等により本施設を汚損すること
 - ④本施設内に刃物等の危険物を持ち込むこと
 - ⑤本施設内で政治活動、宗教活動を行うこと
 - ⑥本施設において許可なく営業活動、取材活動、勧誘活動、署名活動、ピラ等の配布、張り紙の掲示、撮影等を行うこと
 - ⑦酒気を帯びて本施設へ入館し、または本施設を利用すること
 - ⑧会費、事務手数料、利用料等その他の未払債務を履行せず、本施設を利用すること
 - ⑨許可なく本施設の設備や特定のエリア等を長時間独占すること
 - ⑩他のお客様または当社および当社スタッフに対して暴言、誹謗中傷、嫌がらせ、睨みつけ、待ち伏せ、尾行、つきまとい、個人的交友の強要その他の迷惑行為や不適切な行動をとること
 - ⑪盲導犬等当社が認めた以外の動物を本施設内に持ち込むこと
 - ⑫本施設内で喫煙(電子タバコを含む)をすること
 - ⑬本クラブの運営について、当社による回答があった後も同じ意見、要望等を繰り返し、当社スタッフに対して長時間または多頻度の面談、電話、連絡等を要求し、または書面の交付等を求めること
- 当社は、お客様に以下の各号に該当する事由があると判断したときは、お客様に対し、本施設の設備の一部または全部の利用の中止、本施設からの退去を求めることができるものとします。
 - ①第4条(入会資格)に反することが判明した場合
 - ②体調不良、伝染病への罹患、怪我の未完治その他本施設を利用することが不相当であると当社が判断した場合
 - ③当社または他のお客様との紛争が解決しておらず、本施設を利用することが不相当であると当社が判断した場合
 - ④お客様に同伴される利用者および来館者の行為について、当社スタッフからは正の要請、指導を受けたにもかかわらず、協力しない場合
 - ⑤お客様の言動に対して、本施設の安全配慮および秩序維持の観点から、当社が是正を求めたにもかかわらず、尚も是正されないと当社が判断した場合
 - ⑥お客様が過去に当社から除名処分を受けていた場合
 - ⑦上記各号に定めるほか、お客様の行為が第3条(会員制度)の趣旨に反し、本クラブの運営に支障があると当社が判断した場合
- お客様に前二項各号に該当する事項があったときは、当社は、お客様の本施設への入館をお断りすることがあります。

第16条(除名処分)

- 会員に前条第1項第①号から第⑤号までのいずれかの行為があったときは、当社は当該会員を直ちに除名処分とすることができるものとします。
- 会員に前条第1項のいずれかの行為または前条第2項のいずれかに該当する場合があります、当社がその是正を求めても是正がないときは、当社は当該会員を除名処分とすることができるものとします。
- 除名処分は、当社の会員に対する口頭または書面による通知によって行うものとし、口頭で行ったときは後日これを確認する書面を送付するものとします。
- 除名処分の効力は、前項の通知が会員に到達した時点で生ずるものとします。ただし会員が正しい連絡先を当社に申告していない等の理由により、当該通知が会員に到達しないときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- 会員が除名処分を受けたときは、当社と当該会員との会員契約は除名処分と同時に終了します。

第17条(会員資格の喪失)

会員に以下の各号に定める事由が生じた場合、会員資格を喪失するものとします。

- ①会員が退会された場合
- ②会員が除名された場合
- ③会員が死去された場合
- ④法人会員契約が終了した場合
- ⑤本クラブが解散した場合または本施設が閉店された場合

第18条(営業日および営業時間)

本施設の営業日および営業時間については、本施設毎に別に定めます。

第19条(本施設の利用制限)

- 当社は、競技会、スクールその他の諸行事または本施設の管理上必要と認めた場合、会員による本施設の全部または一部の利用を制限または予約制とすることがあります。
- 当社は、本施設の全部または一部を会員以外の第三者に利用させることがあります。

第20条(ビジター)

- 会員は、所定の人数に限り、ビジターを同伴することができます。ただし当社は、ビジターが第4条(入会資格)に定める入会資格を充たさない場合、ビジターの入場をお断りすることがあります。
- ビジターが本施設を利用できる範囲は、同伴した会員に準ずるものとします。ただし当社が必要と認めた場合には、利用できる範囲を制限することがあります。
- ビジターは、本施設の利用に際し、当社が別に定める利用料等を支払わなければなりません。
- 会員は、同伴したビジターに関する一切の責任をビジターと連帯して負うものとします。

第21条(休業)

- 当社は、以下の各号に定める場合、本施設の全部または一部を休業とすることがあります。
 - ①気象、災害、突発事故その他やむをえない理由により当社が必要と判断した場合
 - ②法令、行政指導、社会経済情勢の著しい変化その他やむをえない事由が発生した場合
 - ③本施設の点検、補修、改修その他本施設の利用管理上、当社が必要と判断した場合
 - ④年末年始、春季、夏季の一定期間の休業、その他当社の都合により当社が必要と判断した場合
- 本施設の全部または一部を休業とする場合、当社は、当社の判断により会費の返金、減免その他の対応を取ることがあります。

第22条(拾得物)

- お客様が本施設に忘れ物または落し物(以下「拾得物」といいます)をされた場合、速やかにその旨を当社に問い合わせるものとします。
- 当社は、拾得物について、当社が別途定める保管期間経過後に処分することができるものとします。また、当社は、腐敗等安全衛生上の問題があると判断する場合、当該保管期間に限らず拾得物を処分することができるものとします。
- 拾得物を拾得されたお客様は、当社に当該拾得物を引き渡したことをもって、当該拾得物に関する一切の権利を放棄したものとみなします。

第23条(盗難および紛失)

- お客様は、本クラブが会員制クラブであるとしても、本施設が会員および会員以外の不特定多数の方が利用される施設であることを認識し、ご自身の持ち物が紛失や盗難事故にあわないよう適切に管理するものとします。
- お客様が本施設を利用する際に生じた紛失や盗難事故について、当社は、当社に故意または過失がある場合を除き、何らの賠償責任も負わないものとします。

第24条(怪我、事故等を回避するための諸注意)

- お客様は、筋力トレーニング、ダンスその他のエクササイズ、スイミング、テニスその他の球技、武道など、本施設における各種活動の中には、怪我、体調の急変およびそれに付随する重篤な体調不良または疾病の発生、用具の破損、床濡れによる転倒等、各種人的・物的事故またはそれらの危険を伴うメニュー、状況があることを認識するものとします。また、体調に不安のあるお客様、服薬・通院されているお客様は、ご自身で医師に相談・判断のうえ自己責任において運動を行うものとします。
- 当社は、前項のメニューの実施に際し、お客様が安全にお楽しみいただけるよう十分に配慮するものとします。
- お客様は、ご自身の体調や状況を踏まえて、自己や他のお客様の怪我、事故等を回避するよう注意するものとします。
- お客様は、当社スタッフや指導者から怪我、事故等の回避のための指示、要請を受けたときは、それに従うものとします。
- お客様が本施設を利用する際に生じた怪我、事故等に対して、当社は、当社に故意または過失がある場合を除き、何らの賠償責任も負わないものとします。お客様同士の行為によって怪我、事故等が生じたときは、お客様同士の責任と費用においてこれを解決するものとします。
- 被害にあわれたお客様が、当社や被害を与えたお客様に対して損害の賠償を請求した場合といえども、当社や被害を与えたお客様について故意または過失が認められないときには、必ずしも補償が受けられるわけではないことを、また、その場合にお客様に発生した損害(怪我の治療費や休業損害、後遺症等を含む)は、お客様自身が負担する必要があることを認識するものとし、お客様は、必要と認めるときは、自己の責任と負担で傷害保険に加入するなど、怪我、事故等についての補償を受けられる措置をとるものとします。当社は、お客様が損害保険に加入していないことに伴う一切の不利益について責任を負うものではありません。

第25条(お客様の責任)

お客様は、本施設を利用するにあたり、故意または過失により、当社、他のお客様または第三者に損害を与えた場合、その賠償責任を負うものとします。また、お客様に同伴される利用者および来館者が当該損害を与えた場合、お客様は、同伴した利用者および来館者と連帯して損害賠償責任を負うものとします。

第26条(本クラブの解散および閉店)

- 当社は、当社の判断に従い、本クラブを解散または本施設を閉店することができます。
- 本クラブの解散、本施設の閉店について、当社は会員に対し、何らの補償も行いません。

第27条(本規約および諸規則の改定)

- 当社は、自らの判断に従い、本規約を改定することができるものとします。
- 当社は、諸規則を適宜制定または改定することができるものとします。
- 当社が本規約および諸規則を改定するときは、改定する旨、改定後の内容およびその効力発生時期を、第28条(告知およびご連絡)および第29条(事前告知期間)の定めに基づき告知するものとします。
- 改定された本規約および制定または改定された諸規則の内容は、全てのお客様に適用され効力を有するものとします。

第28条(告知およびご連絡)

- 本規約に別途定めがある場合を除き、当社がお客様に対して行う告知およびご連絡は、原則として当社のウェブサイトおよび本施設での掲示によるものとし、お客様は、当社からの告知およびご連絡に留意するものとします。また、本施設におけるキャンペーンその他の告知内容を、お客様がご認識されなかったことについて、当社は、何らの責任も負わないものとします。
- 前項にもかかわらず、当社は、告知およびご連絡の内容、性質に応じて、お客様への郵送、電子メール、本施設内での配布物の配布、口頭でのお声掛けなど当社がその都度判断する手段により、告知およびご連絡を行うものとします。また、当社からのご連絡を予め拒否されているお客様に対しても、当社は、必要と判断した重要なお連絡を行うことができるものとします。
- 当社からお客様への郵送または電子メールは、お客様が当社に申告した住所またはアドレスに宛て発信されるものとし、当該住所またはアドレスに宛てて発信された書面または電子メールがお客様に到達しなかったことについて、当社は何らの責任も負わないものとします。

第29条(事前告知期間)

- 当社からおお客様に対する重要な事項については、以下の各号に従い事前に告知するものとします。
 - ①本クラブの解散および本施設の閉店または長期にわたる休業 3カ月前までに
 - ②本施設を休業とする場合 1カ月前までに
 - ③本規約の改定および諸規則のうち本規約に準ずる重要規則の制定および改定 1カ月前までに
 - ④入会金、会費、事務手数料および利用料等の改定 1カ月前までに(キャンペーン等による入会金、会費、事務手数料の変更やフロントで販売する商品やサービスの販売・提供価格など、当社が適宜設定するものを除く)
 - ⑤上記以外の事項 当社が個別に判断する時点
- 当社は、緊急を要すると判断した場合、前項に定める事項の告知期間を短縮することができるものとします。
- 前二項にもかかわらず、当社は、本施設の運営や各種サービスの提供に関する情報については、事前告知期間を設けずとも、適宜告知することができるものとし、その場合、告知をもって告知内容が発効するものとします。

第30条(発効)

本規約は、2018年8月1日より発効します。